

旧南小学校及び旧瀬戸田荻ふれあい館 活用事業募集要領

令和7年12月

尾道市瀬戸田支所しまおこし課

目 次

第1	活用事業募集の趣旨	1
第2	対象物件の概要等	1
1	対象物件	
2	施設の現状及び特記事項	
第3	売却の条件等	2
1	最低売却価格	
2	対象物件の禁止用途	
3	指定用途等の制限	
4	譲渡等の禁止	
5	履行状況の調査等	
6	買戻特約	
7	違約金	
8	契約の解除	
9	所有権移転登記	
10	危険負担	
11	契約不適合責任	
12	相隣関係	
第4	応募に関する事項	5
1	募集のスケジュール	
2	募集要領等の公表	
3	応募資格	
4	質問の受付及び回答	
5	現地確認	
6	事業提案書等の提出方法	
7	応募にあたっての留意事項	
8	応募の辞退	
9	応募の無効	
10	募集の終了	
第5	審査に関する事項	9
1	審査方法及び審査内容	
2	プレゼンテーション及びヒアリング	
3	事業候補者の選定及び事業者の内定	
4	審査結果の公表	
5	選定委員会の審査について	
第6	契約の締結等	10
1	契約の締結	
2	契約保証金	

3	売買代金の納入	
4	所有権の移転及び物件の引渡し	
第7	その他	11
第8	問合せ先	11

第1 活用事業募集の趣旨

1 活用事業募集の趣旨

対象物件である旧南小学校は、平成24年度末に閉校し、隣接する旧瀬戸田荻ふれあい館とともに、現在は遊休状態となっている財産で、土地の有効活用を図るため、民間事業者等へ売却します。

売却にあたっては、民間の自由度の高い企画力やノウハウ、資金力等を活用し、地域の活性化を最大限に図るため、対象物件について、公募型プロポーザル方式により活用事業者を募集し、選定した事業者に売却することとします。

第2 対象物件の概要等

1 対象物件

(1) 土地

	所 在	面積	備考
旧南小学校	尾道市瀬戸田町荻字前田2576番1 外2筆	15,821m ²	工作物附属物を含む。
旧荻ふれ あい館	尾道市瀬戸田町荻字前田2552番1	366.44m ²	工作物附属物を含む。

(2) 建物

	棟名称	構 造	延床面積	備考
旧南小学校	校舎 外9棟	木造平家建外9棟	1,995.00m ²	動産を含む。
旧荻ふれ あい館	集会所	木造瓦葺平家建	99.78m ²	動産を含む。

(対象物件の詳細は、関係資料を参考にしてください。)

2 施設の現状及び特記事項

- (1) 旧南小学校校舎は、建築から67年を経過しており、耐震性もないため、建築基準法等の各種法令を遵守することを条件に建物を利用することも可能とする。
なお、建物を利用することで発生した問題について、尾道市は一切の責任を負わないものとする。
- (2) 土地については、分筆登記申請中であり、土地の面積は分筆後の面積を記載している。
- (3) 分筆予定の2576-11の尾道市管理の水路（暗渠）及び広島県管理の護岸の維持管理に必要なため、敷地内への立入りを認めること。
- (4) 対象物件の敷地内にある小山について、造成は行わず現状有姿にて活用すること。

ただし、樹木の選定・伐採等に関してはこの限りでない。

- (5) 参考資料に添付の記念碑・石碑については、市が移設するものとし、移設時期は買受者と協議の上決定する。
- (6) 建物は全て未登記であり、延床面積等は尾道市の財産台帳に記載の数値とする。
- (7) 提案事業の実施に伴い必要となる届出や許認可、道路、上下水道、電気、ガス、通信等の敷設については、それらの各関係機関と調整し、事業者自らの責任及び負担により行うこと。

第3 売却の条件等

1 最低売却価格

最低売却価格は、土地、建物（工作物附属物及び動産を含む。）を一体で売却するものとし、金16,123,400円とします。

内訳；土地14,656,000円、建物1,467,400円（消費税込み）、とする。

2 対象物件の禁止用途

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する用途（一般的にラブホテルと認識されるものを含む。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体およびその構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者が使用する用途
- (4) 周辺環境を損なうことが予想される用途や周辺地域との調整が難しいことが予想される用途

3 指定用途等の制限

- (1) 対象物件について、対象物件の引き渡し日から起算して、10年間は、事業計画に基づく指定用途に供すること。
- (2) 買受者は、対象物件の引き渡し日から起算して、1年以内に事業に着手し、3年以内に事業を開始すること。
- (3) 前2号について、やむを得ない事情がある場合は、書面により尾道市と協議し、尾道市の承認を得る場合は変更することができる。
- (4) 買受者は、対象物件について指定用途期日満了後も、事業計画に基づく指定用途に供することに努めること。

4 譲渡等の禁止

(1) 買受者は、対象物件について指定用途期日満了までは、地上権、質権、貸借権、その他使用収益を目的とする権利の設定又は売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をしてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、書面により買受者が尾道市と協議し、尾道市の承認を得た場合はこの限りでない。

(2) 前項ただし書の尾道市の承認については、(3)の承継義務に規定される特約事項を第三者に承継したことが確認することができる書面を添付すること。

(3) 承継義務

尾道市の事前の承認を得て、第三者に対し対象物件又は対象物件上の建物若しくは構造物等に係る所有権の移転又はこれらへの権利の設定（金融機関（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条第1項に規定する金融機関及び株式会社日本政策金融公庫をいう。以下本項において同じ。）又は保証会社等（買受者を被保証人として、金融機関との間に保証契約を締結するものをいう。）を抵当権者とする抵当権を除く。）を行う場合には、売買契約における特約事項を書面により当該第三者に承継させ、その遵守義務を履行させること。

5 履行状況の調査等

特約に基づく義務の履行状況等を確認するため、尾道市が必要であると認めるときは、調査を行い、又は所要の報告を求めることができるものとし、買受者はこれに協力する義務を負うこと。

6 買戻特約

(1) 2から5までに規定する売却条件等に違反した場合のほか、買受者が不正な手段により契約を締結した場合には、尾道市は、本件売買物件を買い戻すことができるものとする。

(2) 買戻特約の存続期間は、対象物件の引き渡しの日から10年間とする。

(3) 買戻特約は、所有権移転と同時に登記するものとし、買受者はこれに同意し、協力するとともに、その登記に要する費用を負担すること。ただし、尾道市が問題ないと認めた場合は、買戻特約を登記しないものとする。

(4) 建物の買戻特約の登記に当たっては、建物の表題登記等を尾道市の嘱託登記により行うため、買受者は、売買物件の引き渡しの日までに、登記に必要な書類等を買受者の負担により作成のうえ提出しなければならない。ただし、建物を解体する場合は、この限りではない。

(5) 買戻しを実行する際は、次に掲げるところによるものとする。

① 買戻し代金は、代金から7に定める違約金を差し引いた額とし、当該代金には利息を付さない。

- ② 買受者が、売買契約締結又は売買物件上の建物等のために支出した費用（公租公課を含む。）については、これに係る補償を尾道市に請求することができない。
 - ③ 尾道市に損害が生じた場合、尾道市は、買受者に対しその賠償を請求することができる。
 - ④ 買受者は、買受者に損害が生じた場合においても、尾道市に対し、その賠償を請求することができない。
 - ⑤ 買受者は、原則、新たに建築した建物は解体すること。ただし、尾道市が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (6) 買戻特約の存続期間が満了した場合又は尾道市が問題ないと認めた場合は、買受者の請求により登記を抹消し、買戻特約を解除できるものとし、買受者は、その登記に要する費用を負担すること。

7 違約金

買受者が、2から5までに規定する売却条件等に違反した場合、代金の100分の20に相当する金額（1円未満の端数があるときは、切り上げるものとする。）を尾道市に対し、違約金として支払わなければならない。ただし、その該当することになった理由が、買受者の責めに帰することができないと尾道市が認めるときは、この限りではない。

また、違約金は、損害賠償の予定又はその一部として解釈しない。

8 契約の解除

尾道市は、次の（1）から（7）までのいずれかに該当する場合は、催告をしないで、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 買受者が、この契約の規定に違反したとき。
- (2) 買受者が、不正な手段により契約を締結したとき。
- (3) 買受者の役員等（買受者が個人である場合にはその者を、買受者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (4) 買受者の役員等が、次に掲げる者を利用するなどしていると認められるとき。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団関係者
 - ③ 暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人又は組合等
 - ④ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人又は組合等

- (5) 買受者の役員等が、(4)の①から④までの者に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (6) 買受者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 買受者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

9 所有権移転登記

- (1) 土地の所有権の移転登記は、対象物件の引渡し後、尾道市が嘱託登記により行うものとし、所有権移転登記等に要する一切の費用は、買受者の負担とする。
- (2) 建物については、未登記の建物であることから、所有権の移転登記は行わず、買受者が、買受者の負担において表題登記を行う。ただし、6(4)に規定する特約の登記を行う場合は、建物の表題登記を尾道市が嘱託登記により行うため、売買物件の引渡しの日までに、登記に必要な書類等を買受者の負担により作成のうえ提出しなければならない。

10 危険負担

契約の締結のときから対象物件の所有権が尾道市から買受者に移転するまでの間において、尾道市の責めに帰することができない事由により対象物件が滅失又は毀損したことによる損害は買受者の負担とする。

11 契約不適合責任

買受者は、契約を締結した後において、対象物件の数量の不足その他対象物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

12 相隣関係

買受者は、地域住民、周辺環境及び周辺施設（以下「地域住民等」という。）との協調により良好な関係を築くとともに、事業実施にあたって地域住民等との紛争が生じた場合、自己の責任と費用負担にて対応し、尾道市に対して、解決に要した費用その他の請求及び異議、苦情の申立てはできない。

第4 応募に関する事項

1 募集のスケジュール

内 容	日 程
募集要領等の公表	令和7年12月15日（月）

質問の受付	令和7年12月22日(月)～令和8年2月10日(火)
質問への回答	令和8年2月17日(火)まで随時
現地確認	令和8年1月5日(月)～令和8年1月30日(金) 土曜日・日曜日・祝日を除く
応募資格等書類の提出期間	令和8年2月24日(火)～同年3月5日(木)
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年3月中旬～下旬(予定)
事業候補者の特定・内定	令和8年3月下旬(予定)
事業候補者との契約	令和8年3月下旬(予定)

2 募集要領等の公表

令和7年12月15日(月)から尾道市のホームページに公表します。

3 応募資格

応募しようとする者(以下「応募者」という。)は、次に掲げる条件をすべて満たしていることを要件とします。

応募にあたっては、他社と連携して共同で応募することもできます(以下「応募グループ」という。)。共同応募する場合は、応募グループ内から、代表する応募者1社を選定し、代表応募者が、尾道市との連絡窓口となり、契約等諸手続を行うなど、業務遂行の責を負うものとします。また、応募グループの全構成員についても、以下に掲げる条件をすべて満たしていることを要件とします。

- (1) 法人であること。
- (2) 自ら提案した事業計画を、適切に滞りなく、また長期に実施できる者。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく尾道市の入札参加制限を受けていない者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)及び破産法(平成16年法律第75号)に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 次に該当する者がいないこと。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が、自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者

- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者またはその他の構成員
- (7) 契約締結に際し、尾道市が犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に準じて必要に応じて行う本人確認（※2）に応じることができること。
（※2：本人確認により取得した個人情報については、法令の規定に準じ、本人の同意なく行政庁に提供することがあります。）
- (8) 国税及び地方税に滞納がないこと。

4 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和7年12月22日（月）から令和8年2月10日（火）午後5時まで

(2) 質問の方法

質問事項は、質疑書（様式11）に内容を記入の上、原則として電子メール（ファイル添付）にて、尾道市瀬戸田支所しまおこし課宛てに提出してください。

※着信を必ず確認してください。

※ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。

(3) 質問への回答方法

質問及びその回答については、令和8年2月17日（火）午後5時までに随時、尾道市ホームページにて公開します。

なお、本募集を実施するうえで、必要と認められる内容についてのみ回答し、それ以外の内容と解されるものについては回答できませんので、御了承ください。

(4) 質問への回答内容の取扱い

質問の回答内容によっては、本募集要領の追加・訂正事項となる場合がありますので、尾道市ホームページに掲載された回答内容を確認のうえ、応募してください。

5 現地確認

現地確認は、希望者があった場合に次の日程で調整し、随時行います。

(1) 実施日

令和8年1月5日（月）から令和8年1月30日（金）まで

（土曜日・日曜日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 申し込み方法

尾道市瀬戸田支所しまおこし課（0845-27-2213）まで電話でご連絡ください。

6 事業提案書等の提出方法

(1) 提出書類

別紙「応募に係る提出書類一覧」をご確認ください。

(2) 提出期間

令和8年2月24日（火）から同年3月5日（木）まで

(3) 提出方法

尾道市瀬戸田支所しまおこし課に持参又は郵送（締切当日の消印有効）してください。持参される場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分の間までとします。

(4) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

(5) 提出場所

尾道市瀬戸田支所しまおこし課

〒722-2492 広島県尾道市瀬戸田町鹿田原1番地9

7 応募にあたっての留意事項

(1) 一者が重複して応募することはできません。

(2) 契約は、事業者の名義にて行います。ただし、特別目的会社等の新法人を設立して事業を実施する場合は、新法人との随意契約により売却を行うことも可とします。

(3) 単独名義で応募された方が共有名義で契約することはできません。所有権移転登記の際に共有名義を希望される場合は、共有予定者の連名で応募してください。

なお、共有予定者の中の一者が重複して応募することはできません。

(4) 応募グループの構成員は、原則、変更することはできません。

やむを得ない事情により、構成員の変更が生じる場合、代表者は、尾道市の承諾を得たうえで、変更内容や理由等を書面にて速やかに提出してください。

なお、尾道市が承諾しかねる変更等は、応募を無効として取り扱うこととします。

(5) 応募者が事業候補者に決定された後に、特別目的会社等の新法人を設立して事業を実施する場合は、応募申込書兼受付書（様式1）等に、特別目的会社等の新法人を設立して事業を実施すること等を記載してください。

(6) 提出いただいた応募書類は、いかなる場合も返却いたしません。

(7) 提出後の応募書類の追加・訂正・変更・削除は認められません。

(8) 応募に際し必要となる費用は、応募者自らにおいて負担してください。

8 応募の辞退

応募書類の提出後、本事業への応募を辞退する場合は、あらかじめ電話にて連絡のうえ、辞退届（様式12）を尾道市瀬戸田支所しまおこし課まで提出してください。

9 応募の無効

次の項目のいずれかに該当する応募は無効とします。

- (1) 募集要領に定める応募要件を欠く場合
- (2) 応募書類に事実と異なる記載、または不備があった場合
- (3) 不正な行為が認められた場合
- (4) 応募者が個別に、本募集の内容を知る意図をもって関係者に不正な接触を持った場合
- (5) その他、本募集の遂行にふさわしくないと尾道市が認めた場合

10 募集の終了

- (1) 応募書類提出期限までに、応募者がなかった場合は、本募集は終了します。
- (2) 選定の結果、尾道市の求める一定の基準に達している応募者がいない場合は、事業候補者なしとして、本募集を終了します。
- (3) 本募集の執行に際し、特別の事情が発生した場合においては、本募集を終了します。
- (4) 本募集が終了となった場合において、応募参加者が損失を受けることがあっても、尾道市は補償の責めを負いません。

第5 審査に関する事項

1 審査方法及び審査内容

審査方法及び審査内容は、別紙「審査基準書」のとおりとします。

なお、応募が1者のみの場合でも、すべての審査を行います。

2 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 実施予定日及び場所

プレゼンテーション及びヒアリングの実施日時及び場所は、別途通知します。

(実施予定日：令和8年3月中旬から下旬予定)

(2) 出席者

プレゼンテーション及びヒアリングには、応募者及び構成員のみが出席できるものとし、各5名までとします。

(3) プレゼンテーションに当たっての留意事項

- ① 提出した書類の内容及びその補足説明についてのみ行ってください。
- ② 資料の追加配布（提出していない資料のプロジェクターでの投影等を含む。）は認めません。ただし、ヒアリングへの回答として資料が必要な場合は、この限りではありません。

3 事業候補者の選定及び事業者の内定

- (1) 選定委員会による審査において、事業候補者及び次点事業候補者を選定します。
- (2) 審査結果は、全ての応募者（共同応募の場合は、代表者にのみ）に文書により通知します。なお、審査にかかる質問や異議の申立ては、お受けできませんので、予め御了承ください。
- (3) 尾道市は、事業候補者と提案内容や契約内容について確認等を行い、契約を締結する相手として適正であると判断する場合に、決定を通知し、当該対象物件の事業者として内定します。

※契約の締結について合意に至らない場合や、事業候補者が尾道市の交渉相手として不適正であると判断される場合には、次点事業候補者との協議を開始します。

4 審査結果の公表

審査結果については、尾道市ホームページで公表します。

5 選定委員会の審査について

選定委員会において行われる審査は、尾道市が本募集要領等で提示した要件の確認と、事業提案等の内容を評価することを目的としており、提案された事業計画に関して、法令等に基づく許認可等の可否について審査を行うものではありません。また、本審査の結果は、許認可等を保証するものではありません。

対象物件の引渡し後の土地建物利用にあたり、必要となる届出や許認可等については、事業者自らが各関係機関に必要な届出や許認可等を受ける必要がありますので、十分御理解の上、応募してください。

第6 契約の締結等

1 契約の締結

- (1) 選定した事業候補者と尾道市が、細目について協議を行い、合意後、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約により、売買契約を締結するものとし、ただし、特別目的会社（※1）等の新法人を設立して事業を実施する場合は、新法人との随意契約により売却を行うことも可とします。（※1：特別目的会社とは、本事業を実施することを目的として設立された会社のことをいう。資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）に規定する特定目的会社も含む。）
- (2) 事業候補者が、何らかの理由により、尾道市と契約を締結できなくなった場合は、次点事業候補者と協議を開始します。
- (3) 契約書に貼付する収入印紙及び契約の締結に関して必要な費用は、契約者の負担とします。

2 契約保証金

- (1) 本契約締結時に売買代金の100分の10以上（円未満切り上げ）に当たる契約保証金を納入していただきます。ただし、本契約締結時に売買代金の全額を支払う場合には、契約保証金を納入する必要はありません。
- (2) 事業者の責めに帰すべき理由により契約が解除されたときは、契約保証金は尾道市に帰属することとなり、返還いたしません。
- (3) 契約保証金は、売買代金の一部に充当することができます。
- (4) 契約保証金には利子は付けません。

3 売買代金の納入

- (1) 売買代金は、本契約締結の日から30日以内の尾道市が指定する日までに納入してください。
- (2) 売買代金は、尾道市が発行する「納入通知書兼領収書」により尾道市が指定する金融機関の窓口にて納入してください。

4 所有権の移転及び物件の引渡し

- (1) 所有権移転の時期は、対象物件の引渡しの日とします。
- (2) 引渡しの時期は、本契約締結の日から起算して原則3か月以内とし、別途協議します。
- (3) 対象物件は、現状有姿での引渡しとなります。したがって、工作物附属物等を含むものとします。また、除草等の対応もいたしません。越境物がある場合でも現状のままの引渡しとなります。現地及び周辺環境の状況は、必ず事業者自身で確認してください。

第7 その他

- 1 応募書類の著作権は、各応募者に帰属します。
- 2 応募書類は、尾道市が本事業に関する業務にこれを用いる場合は、応募者の了解を得て、これを無償で使用できることとします。
- 3 本募集要領に定めのない事項については、関係法令並びに尾道市契約規則及び尾道市普通財産売払要綱の定めるところによります。

第8 問合せ先

尾道市瀬戸田支所しまおこし課（瀬戸田支所）
〒722-2492 広島県尾道市瀬戸田町鹿田原1番地9
TEL 0845-27-2213

FAX 0845-27-0147

E mail std.okoshi@city.onomichi.lg.jp

※募集要項、応募書類は尾道市ホームページにも掲載しています。

別紙 応募に係る提出書類一覧

No	応募書類	注意事項等	様式	必須
1	応募申込書兼受付書	様式のとおり	様式1	○
2	構成員調書	複数の応募者で構成されるグループによる応募の場合、代表者以外の共同応募者ごとに提出してください。	様式2	
3	誓約書	様式のとおり	様式3	○
4	土地建物買受希望価格調書	様式のとおり	様式4	○
5	定款	最新のもの（写し） ※共同応募の場合、構成員についても提出してください。	—	○
6	商業・法人登記事項証明書	現在事項証明書（写し不可） 交付後1か月以内のもの ※共同応募の場合、構成員についても提出してください。	—	○
7	納税証明書	①法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書 ②本店所在地の法人市町村民税に係る納税証明書及び尾道市内に支店又は事業所が存在する場合は、本市税に滞納がないことを証明する証明書（法人市民税、固定資産税及び都市計画税） ※非課税の場合は、非課税証明 ※共同応募の場合、構成員についても提出してください。	—	○
8	財務状況に係る資料	財務諸表（直近の2年度分） ※共同応募の場合、構成員についても提出してください。	—	○
9	法人事業概要調書	様式のとおり ※共同応募の場合、構成員についても提出してください。	様式5	○
10	事業提案書	様式のとおり	様式6	○
11	事業計画書1	事業、土地建物活用の概要、投資予定額の概算等を記載してください。	様式7 (A3版1枚)	○

No	応募書類	注意事項等	様式	必須
12	事業計画書 2	事業実施体制とその特徴を記載してください。他の事業者と連携して事業を実施する共同応募の場合、役割分担等も記載してください。 ※特別目的会社等の新法人を設立し、事業を実施する予定がある場合、新法人のスキーム図（本活用事業の承継先等を明記）、資産流動化計画の概要、応募者の新法人を設立して事業を実施した実績等を簡潔に記載してください。	様式 8 (A3版1枚)	○
13	事業スケジュール	事業候補者として選定された後から事業開始までのスケジュールを示してください。（新法人の設立がある場合は設立時期、許認可等の手続期間、工事着手時期、施工期間等も記載してください。） 事業計画が複数年となる場合は、年度ごとのスケジュールを作成してください。	様式 9	○
14	事業収支計画書	土地建物等の取得や施設整備等に係る初期投資及び資金調達と、事業開始後の収支の計画について記載してください。	様式10	○
15	質疑書	様式のとおり	様式11	
16	辞退届	様式のとおり	様式12	

※提出書類の様式について

- 1 ファイル（A4サイズ）等に綴じて提出してください。（A3サイズの書類は蛇腹折りにして、A4サイズに合わせてください。）
- 2 ファイルの表紙・背表紙に応募者名を記入し、目次を作成して1枚目に綴じてください。
- 3 尾道市が配布する資料等は、応募に関わる以外の目的で使用することを禁じます。
- 4 本事業に関して使用する言語は日本語とし、使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとします。